

平成20年度大阪府登録文化財所有者の会総会（第4回）レポート

日時 平成20年9月6日（土） 13:30～20:00

会場 願泉寺（貝塚市）

次第 第1部 13:30～15:00

・貝塚寺内町の町並み視察

登録文化財寺田家住宅庭園見学

・記念講演「願泉寺の歴史と改修工事について」 卜半 了顕氏／願泉寺住職

第2部 通常総会 15:30～17:00

・会長挨拶 畑田 耕一

・来賓挨拶 山口 俊弘氏／京都府国登録文化財所有者の会副会長

・議案 平成19年度 事業報告と決算

・議案 平成20年度 事業計画と予算

・NPO法人への移行について

第3部 懇親会 17:30～20:00

会場 料亭「深川」（貝塚市）

☆第1部☆記念講演

願泉寺の歴史と改修工事について

願泉寺住職 卜半 了顕

貝塚 町づくりの始まり

貝塚は、浄土真宗門徒の人達が天文19年(1550)に草庵を再興し、天文24年(1555)石山本願寺寺内にとりたてられ、計画的な都市の建設が始められたと伝えられています。

また、蓮如上人が、今の大阪城の場所に本願寺をおき、整備したのが大阪の都市づくりの始まりだといわれております。

造り直せる町、戻らない命

織田信長の時代、信長が「大阪城の本願寺を明け渡せ」という争いが、石山合戦で11年間続きました。その間、貝塚は、雑賀の門徒衆や広島毛利の水軍を受け入れ、織田側に対抗しましたが、天生5年(1577)に織田信忠の大軍の焼き打ちに合

い、貝塚のまちは壊滅的な打撃を受けました。織田信長は殺りくを専門とする戦闘集団をもていましたが、それほどの死者は出ていません。その時の記録では「お寺などの建物は、建て替えればいい。町は住民がおればいくらでも造りなおせる」と決断し、住民は、漁船で沖合に避難し、織田側がまちを焼き打ちにして帰って行った後に戻り、多くの人を救ったといえます。



その当時では考えられなかった先駆的な考えで貝塚の住民の命をまもったといえます。

願泉寺が本願寺に

豊臣秀吉は本願寺を敵視せず、これを大阪城から紀州鷺森に移します。しかし、和歌山には違う宗教の高野山があり、お参りも不便であったことから貝塚の願泉寺に移されます。一般寺院のなかで本願寺が置かれたのは貝塚だけです。

自治都市貝塚とその財力

貝塚は徳川家康の時代に、黒印状をもらい完全な自治をもった町となりました。お寺の住職が明治維新まで警察権、裁判権、租税権のすべてをもっていたのです。このような町は、貝塚だけです。わずか 600m×800m という狭い土地しか持たない地域で周りはすべて岸和田藩の領土でした。そのような狭い土地に 1663 年に願泉寺本堂が再建されました。江戸時代の初期のことです。なぜ、このような財力があつたかという、この町は僧侶と工と商人だけの自治都市で、武士がおらず、農民もほとんどいなかったのです。武士がいないので年貢が安いのです。いわばタックスフリーのような所です。ですから、作るだけ作って隣の岸和田領に売りに行く、また北前船で売り歩いても自分の住んでいるところでは税金がかかりませんので、財力が飛びぬけてくる。だから、願泉寺が残ったのだと思います。歴史的には不思議な土地で、このような自治都市が明治維新まで続いたのです。このことが、お上に頼らない気質をつくつたのだといえます。



寺田家庭園

重要文化財の指定

織田側に焼かれたあと建てられた道場が、1663 年現在の本堂に建てかえられ、その後、150 年にわたって鐘楼や山門をはじめ堂宇が整備されました。



平成 5 年に願泉寺が重要文化財に指定され、それから毎年、国に修理費用の補助をお願いしてきました。願泉寺および貝塚寺内町は、これまで国が保護してきたものでもなく、また、観光資源でもないのに良く残ったものだといわれております。指定されてから今まで、阪神淡路大震災や台風にも見舞われませんでした。また、平成 14 年には、住職の父が亡くなり、私が、西本願寺から呼び戻されたのです。

改修工事と補助金

平成 16 年には、国の補助が認められました。総工費は、16 億円で、これまでは、国の補助が、最高で 85%、残りを府と市とお寺がもつということでした。願泉寺の場合、国の補助は、80%で府が残りの半分 10%と市がさらに残りの半分 5%、残りの 5%をお寺が持つということでした。しかし、府はお金がないということで、補助を打ち切りました。その分お寺の負担分が増えたので、みんなで話し合いました。もう少し、時期をずらすことも考えましたが、不足分は住民が募金活動で何とかしよ



うと言ってくれました。これは、自治都市の歴史をもつ貝塚の伝統ではないかと思っております。後に、府の補助金も3000万円ほど復活していただき、平成21年春には工事が完成する予定です。

何のために残すのか

これらのことがあり、いろいろ考えさせられました。16億円かけて修理すれば、それで終わりということではありません。当初は、お金のことと工事が無事おわることだけを考えておりましたが、登録文化財が多く残るこの貝塚寺内町をいかに次の世代に受け継いでいくのかということ、何のために残していくのかということを考えさせられることになりました。

この地域は観光資源としてでは、やっていけないような気がいたします。

面としてとらえた場合、どのように活用していくのか、みんながどのように使っていくのかということが大切だと思います。

住みよい町貝塚をめざして

貝塚という町が住みやすい町、住んでいてよかったという町にならなくてはならないと思います。次の世代が、「あなたはどこ出身ですか」と尋ねられ、「貝塚です」と答えると、「良い所に住んでいますね。」ということだといえます。そのためには、行政の協力も大切です。貝塚の文化を残し、育てていくことの大切さをお願いいたしまして私の話を終わらせていただきます。(文責 寺西)



来賓ごあいさつ

京都府国登録文化財所有者の会

副会長 山口 俊弘

こんにちは。京都府国登録有形文化財所有者の会副会長の山口です。会長は、茶道の武者小路千家の家元千宗守氏です。本日は会長の代理として出席させていただきました。



京都の会は、大阪の会を先輩として、昨年発足しました。今日は、勉強にまいりました。

京都の会の現状をご説明いたします。今年の11月で2年目になり、会員は現在68名です。

京都は、国宝や重要文化財が集中していますので、登録文化財は、どちらかといいますと目立たない感じがあります。京都には、京文連(京都府文化財所有者等連絡協議会)があり、国宝重文から登録までそうそうたるメンバーが参画しておられ、その他にも京都市指定文化財というくくりの組織もあります。会員の皆さんは複数の会に所属しております。

京都市は、景観に対する取り組みに熱心で、景観特別保護条例を制定し、ビルの高さ、看板規制、また特別景観建築物として、その建物だけでなく、それを取りまく環境までも対象に保存と活用をはかっています。それに、国からの予算もかなりの額が充てられており、恵まれているといえます。

会の活動としては、個々の所有者としての悩みを話し合ったり、見学会などに取り組んでおります。今後、大阪の会との交流も進め、また、歴史的景観や文化に関するNPOをはじめとする他の団体とも交流し、勉強していきたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

☆第2部☆ 会長挨拶

畑田耕一

大阪府登録文化財所有者の会、会長の畑田耕一でございます。まずは、大阪府登録文化財所有者の会を代表して、お忙しいところ、また大変暑い中を本日の第4回総会にご出席くださいましたご来賓・関係者、会員の皆様方に厚く御礼申し上げます。本日は、浄土真宗願泉寺様を会場に使わせていただき、また、先ほどは卜半了顕住職から「願泉寺の歴史と改修工事」と題する素晴らしいお話を聞かせていただきました。講演に先立つ市内の見学では寺田家住宅の庭園も含めて、貝塚寺内町の登録文化財のつくる街なみを十分に楽しませていただきました。有難うございます。皆様方、本年度も、ご支援・ご協力のほどよろしくお願い致します。

本会は設立以来丸3年、この間大阪府の登録有形文化財（建造物）の数は徐々に増加し、現在188箇所、492件となり、本会の会員も、正会員数は91名となり、特別会員13名を加えまして総計104名となりました。これひとえに、皆様方のご努力のおかげと感謝いたしております。登録有形文化財建造物の数は、平成20年8月現在、日本全国で7179件です。毎年申し上げることではありますが、諸外国に比べては極めて少ない件数であります。登録数を増やして所有者の声を多くの人々に知ってもらうためにも、築50年以上の建造物の所有者をご存知であれば、是非とも登録をお勧めしたいと思います。数と継続はあらゆる活動の根原的な力です。変わらぬご支援、ご協力をお願いいたします。

本年度は、皆様の会費のほかに（社）大阪府建築士会からの補助金を頂きまして、今日皆様にお配りいたしました「大阪府の登録文化財」と題する冊子を編集・刊行いたしました。この本には、大阪府の登録文化財188箇所のうち、本会の会員所有のものを中心に101箇所を掲載しております。この本を、ポケットやハンドバッグに入れて持ち歩き、多くの登録文化財に親しんでいただきたいと存じます。また一般の方々にも、この本の存在をお知らせいただいて、登録文化財への関心を高

めることにご支援いただければ幸いです。

ところで、文化財保護法第1条には、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」ことが、また、その第4条第2項には、「文化財所有者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のため大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない」ことが述べられています。私どもの責務は文化財の文化的活用と保存・継承であります。

登録文化財は、国の手厚い保護を受けている国宝・重要文化財とは異なり、保存のための費用の調達に困ることが多く、今後、所有者以外からの財政的支援が必要になることは間違いありません。その実現には、国民が「文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであること」（文化財保護法第3条、第4条参照）を深く認識することが必要です。

昨年少し申し上げたことではありますが、古い伝統的木造住宅には、そこに住んできた人たちの生き様を示すものや工夫が一杯詰まっています。それらを材料にして、想像力を働かせ、今はもう居ない昔の人と話をしたり、これから生まれてきて、その家に住むかもしれない未来の人達と話をすることも出来るのです。古い家はまさに文化財の保存・継承の重要性を国民に認識させる教場であり、文化伝承の教場ともいえます。古い家はこのような潜在的な教育力、すなわち“住育”の力を持っているのです。

個人の住宅の大半が伝統的住宅であるならば、国民はそこに住まうことによって、あるいは近く



の伝統的住宅に住まう人を通して、文化財が文化の深化にとっての基礎となるものであることを認識できますが、現実はそのようではありません。国民の意識向上のために、所有者その他の関係者の文化財の積極的活用による、学校教育を含めた教育・文化活動が必要になるわけです。

私自身は、30年以上にわたり、小・中・高等学校で、出前授業を行ってきました。最近、専門の高分子化学の話に加えて、家や道徳の話もするようになりました。「古い日本住宅に見られる生活の工夫」という授業を受けた中学3年生の感想文の一つを次に記します。

「この授業を受けて、いつも何気なく生活している「家」もこんなにも深いものなんだと思いました。『家は何歳』で『家は何からできているのか』は地震の関係で気になって調べたりしたけれど、『どんな人が生活していたのか』とか『家にはどんな工夫があるのか』とかは考えたこともなかったし、気にならなかったです。自分の家にはどんな工夫がしてあるのだろうと、わくわくしました。私は自分の家では庇はベランダについている屋根、すだれ障子は網戸+ブラインドだと思いました。がん灯が面白いと思いました。ころがっても、上を向いてもろうそくは地面からほぼ垂直のままだし、下においても、覆いに穴があいていて、ろうそくの火が消えないようになっているのは驚きました。実物を見ることが出来て嬉しかったです。とても興味深かったです」

このように、私の話をしっかりと受け止めてくれる子供がいることは心強い限りです。子供たちに、伝統的住宅のお話をすることの重要性と効果をご理解いただけたと思います。

話は変わりますが、最近、文化財建造物等に対する落書きや人為的な破損行為が増えているということが新聞に報道されました（読売新聞、平成20年1月25日朝刊参照）。この記事で東北芸術工科大学の松田泰典教授（美術史・文化財保存修復学会会員）が、「いたずらは想像力の欠如が原因、小さい時から文化財に触れる必要がある」と述べておられますが、まさにその通りです。文化財へのいたずらがその周囲の環境や日本・世界の未来に及ぼす影響を推し量る能力を持たない

から、平気でそのようなことが出来るのです。自分がいたずらの対象にしている建造物が、大事な文化財であるということすら認識できず、自分の周囲の人も含めたあらゆるものに対する畏敬の念が無く、想像力の欠如した人が増えてきたともいえます。つまり、このようないたずら行為は道徳的能力の欠如によるものなのです（注1）。

近年、「道徳」という言葉を口にすると、何か時代遅れのような気分を味わう場面があるかも知れませんが、極めてまじめな事であって、我々年配者が恐れず、或いは事なかれ主義にならずに発言しなければなりません。まじめを評価しない国に将来はありません。このような部分も戦後教育の問題点の一つと思われます。

道徳という言葉は何も堅苦しく考える必要はないのです。道徳的能力とは、人間が、自分以外の人を含めた宇宙のあらゆるものに対してどのように振る舞うべきかを自分で判断できる能力のことです。宇宙のあらゆるものとは、今存在するすべての人やものだけではなく、過去に存在して今は消滅してしまっている人やもの、これから生まれ、発生してくる人やものをも含んでいます。先にお話した住育の力の活用に必要な想像力は、道徳的能力の根源の力でもあることがお分かりいただけたと思います。さらに言えば、想像力は新しいものをつくる創造力にも繋がっています。古い家の文化的活用は国の将来に関わる大事な活動ということになります。私どもの会の責務の重さを痛感する次第であります。

終わりに、あらためて、この1年間ご協力頂きました運営委員、関係者はじめ会員の皆様方に心から感謝申し上げますとともに、これからも一層ご支援、ご協力下さいますようお願い致しまして、ご挨拶とさせていただきます。有難うございました。

（注1）次の論文をご参照下さい。畑田耕一、林義久「登録文化財建造物の住育力と道徳教育」
<http://culture-h.jp/hatadake-katsuyo/tohroku-dohtoku.pdf>

平成 20 年度大阪府登録文化財所有者の会総会 (第 4 回) 議案

議案 1 号 平成 19 年度 事業経過報告

1、総会及び運営委員会の開催

◎ 第 3 回総会 (8 月 26 日)

(芝川ビル 大阪府中央区、視察会、懇親会)

総会参加者数 33 名、 懇親会 26 名

◎ 運営委員会

- ・ 9 月 15 日 (土) 第 1 回運営委員会 (地域貢献
まちづくり、案内冊子、登文会便り No3)
- ・ 12 月 8 日 (土) 第 2 回運営委員会 (案内冊子、
NPO 法人化、HP の利用状況)
- ・ 2 月 9 日 (土) 第 3 回運営委員会 (案内冊子、
NPO 法人化、貝塚雛まつりの後援)
- ・ 4 月 12 日 (土) 第 4 回運営委員会 (案内冊子、
NPO 法人化、京都府国登録文化財所有者の会と
の交流 (直前に建設通信新聞「建築士の地域
貢献」について斉木一字氏の取材)
- ・ 5 月 17 日 (土) 第 5 回運営委員会 (総会準備、
案内冊子、NPO 法人化)
- ・ 6 月 7 日 (土) 第 6 回運営委員会 (案内冊子)
- ・ 7 月 26 日 (土) 第 7 回運営委員会 (総会準備、
案内冊子)

2、文化財に係わる講演会、視察会等の開催

◎ 寺田家住宅の視察及び講演 (大阪府建築士会と の合同企画) (11 月 10 日)

3、各登録文化財の活用事例について

◎ 畑田家住宅

- ・ 畑田家住宅見学会 羽曳野市立丹比小学校 4 年
生 (11 月 12 日)
- ・ 「日本建築と音の響き：大阪科学館長・大阪大学
名誉教授 高橋憲明氏、関西二期会ソプラノ
畑田弘美氏」 (11 月 18 日)
- ・ 「野津 臣貴博 (大阪フィル首席フルト奏者)・吉田 輝
(ピアノ) デュオリサイタル」 (3 月 16 日)
- ・ 第 10 回畑田塾「大工さんの技に学ぶ：羽曳野市
維持管理課 畠中正信氏」「ホットと仲良しにな
ろう：大阪大学 知能・機能創成工学専攻教授

浅田 稔氏

(5 月 25 日)

◎ 兒山家住宅

- ・ 土壁ワークショップ
(土壁プロジェクト解
体と再利用：
久住有生氏)

(9 月 15 日、

10 月 28 日)

- ・ 陶器川自然観

察会 (11 月 14 日)

- ・ 岬。ミュージアム公開市民講座 (11 月 25 日、1 月 27
日)

- ・ 兒山家住宅と田園風景保全プロジェクト「伝統野菜
のお話と現地見学会」 (2 月 24 日)

◎ 山田家住宅 (泉南市)

- ・ 手織り塾：和 (なごみ) 手織り展：菅野正子さ
ん他作品展、Mr. サトーの手品 (9 月 23 日)
 - ・ 古民家スタンプラリー (10 月 20 日～11 月 11 日)
 - ・ 「学童と語る庄屋屋敷」 (新家 (しんげ) 小学校
6 年生の課外学習) (10 月 26 日)
 - ・ 「熊野街道フォーラム」 (10 月 27 日)
 - ・ 水墨画展：片山信子さん、文化箏演奏：秋桜 (コス
モス) の皆さん (11 月 24 日、25 日)
 - ・ 古布・手織り作品展 (1 月 26 日、27 日)
 - ・ 芝居「衣通姫 (ワタリ姫)、ひな祭り (2 月 24 日)
 - ・ ハーモニカ演奏、紙芝居「神武天皇誕生」 (3 月 22 日)
 - ・ 書道展：はな紫会 (4 月 26 日、27 日)
 - ・ 現代アート展 (海外の作家も参加) (5 月 11 日～18 日)
 - ・ 日本舞踊「華の会」、手織り展とこども書道展
(5 月 25 日)
 - ・ 「モテラート」のコンサート (バイオリン、ピアノ、ボーカルの演奏)、
切り絵・色鉛筆・写真の展示会 (6 月 22 日、23 日)
 - ・ 「アンサンブルはるか」によるマンドリンの合奏、押し花
の作品展：花園会、(7 月 27 日)
 - ・ ワイアン演奏会 (8 月 24 日、恒例となり今年で 4
年目)
- ##### ◎ 寺西家阿倍野長屋・寺西家住宅
- ・ 「どっぶり昭和町」 (4 月 29 日)
 - ・ 「田辺寄席 in 寺西家」 (6 月 27 日から毎月第 4



週の金曜日夜)

4、会報及び事務局だよりの発行

◎大阪登文会だより第3号発行 (H19. 11. 1)

5、交流会や親睦会の開催

◎京都府国登録文化財所有者の会との交流

・第1回総会に会長、事務局長が参加、(設立総会 H19. 4)

◎大阪・アート・カレイドスコープ 2008 大阪時間。
(3月1日～3月20日)

・芝川ビル ・大阪ガスビルディング ・北野家住宅 ・船場ビルディング ・伏見ビル

◎「すまいでトーク」で兒山家住宅の活用について報告：兒山 万珠代 (3月12日)

◎泉州ミュージアム・ネットワークイト[®] (スタンプラリー48箇所の内5箇所が登録文化財)

・H21～H23年まで毎年3月末締め切り、抽選で豪華商品が当る。

◎第5回泉州貝塚寺内町一町家の春の雛めぐりー
(3月17日～3月30日)

並河家住宅、山田家住宅、岡本家住宅、竹本家住宅、吉村家住宅、広海家住宅 (いずれも貝塚市)：雛めぐり参加者 354名、雛まつり茶会 57名参加

◎「貝塚寺内町の国登録有形文化財の町家と雛めぐり」(当会：後援) (3月25日～4月2日)

◎全国近代化遺産活用連絡協議会大阪大会 (畑田会長が基調講演) (7月31日)

◎ なにわ元気アップフォーラム (第3回) (寺西事務局長が基調講演) (8月28日)

6、ホームページの充実と更新

◎アクセス数は順調な伸びを示し、2008年8月18日現在で、年報はすべて5000件以上(年報3：6968件)、登録文化財写真紹介13418件、アンケート集計結果：1436件「伝統的木造住宅の住育の力と歴史的建造物の保存継承」12389件、同英文368件、また、7月に発表した「登録文化財建造物の住育力と道徳教育」516件という

状況である。会員の皆様の積極的な投稿を期待している。

7、大阪府の登録文化財の紹介冊子の作成

◎大阪府の登録文化財は平成20年4月現在178箇所あり、大阪府登録文化財所有者の会会員の所有のものを中心に101箇所を掲載しました。

8、その他

◎当会をNPO法人化に向けての取り組み

・NPO法人化に向けて大阪府(府民活動推進課NPOグループ)にヒヤリング(2月22日)

議案 2号 平成19年度 決算報告、(9頁)

議案 3号 監査報告 (9頁)

議案 4号 平成20年度 事業計画

1、総会及び運営委員会の開催

2、文化財に係わる講演会、視察会等の開催

3、各登録文化財で開催される行事などの紹介

◎畑田家住宅

・埴生南小学校見学会(10月)

・畑田塾(3月22日)

畑田家住宅を描いてみよう(宝塚造形芸術大学中村貞夫教授(洋画家))

インターネットを正しく使うには(大阪大学前総長宮原秀夫名誉教授)

・茶道の真実(5月24日)(武者小路千家家元 千宗守氏)

◎兒山家住宅

・ナヤ・ミュージアム定例活動

・資料整理・調査・展示作業(第2、・4(水))

・土壁ワークショップ(月末(土)(日))

・なにわの伝統野菜づくり(毎週(土)(日))

・ナヤ・ミュージアム公開講座

・伝統工法ワークショップI 土壁(11月30日(日))

- ・「へっついさん」での伝統野菜料理体験会（1月24日（土））
 - ・伝統工法ワークショップⅡ 焼板（2月22日（日））
 - ・陶器川自然観察と「へっついさん」での摘み草料理（4月29日（水））
- ◎山田家住宅：主屋、長屋門
- ・向井俊生さんの個展（日本画、水墨画、ちぎり絵）（9月27日（土）～28日（日）、10月25日（土）～26日（日））
 - ・オカリナの演奏（11月23日（日））及び手織展と実演（11月22日（土）～23日（日））
 - ・ひな人形展、絵手紙展（2月、3月）
 - ・現代アート展（5月）
 - ・マンドリンコンサート、ハワイアンコンサート（7月、8月）

4、会報及び事務局だよりの発行

5、交流会や親睦会の開催

- ・「京都府登録文化財所有者の会」との交流（大阪府内で10月頃）
- ・「尼崎市 都市美形成建築物所有者ネット研究会との交流会（9月25日）」
- ・異文化交流（留学生など）

6、ホームページの充実と更新

7、大阪府登録文化財の紹介冊子の頒布

8、その他

議案 5号 平成20年度 予算（9頁）

文化庁NPOモデル事業行事予定

会員の皆様、奮ってご参加下さい。

- 10月25日（土）～26日（日）山田家住宅
個展：水墨画とハモニカ演奏
- 11月16日（日）畑田家住宅
フォーラム「少子化をめぐる話題—将来の社会と医療を考える」
（大阪大学名誉教授 岡田伸太郎氏）
- 11月22日（土）山田家住宅
手織り展、カッパ演奏

- 11月23日（日）寺田家住宅
一般公開と講演
 - 11月28日（金）寺西家住宅
「上方落語の開催」
 - 11月30日（日）兒山家住宅
伝統工法ワークショップⅠ土壁塗り
 - 12月4日（木）畑田家住宅
丹比小学校の見学とオシャベリ会
 - 12月5日（金）畑田家住宅
新田小学校出前授業「日本の古い住宅に見られる生活の工夫」畑田耕一
- 2009年
- 2月14日（土）大阪大学
活用モデル事業の調査報告と討議
 - 2月22日（日）兒山家住宅
伝統工法ワークショップⅡ焼板づくり
 - 3月2日（月）～15日（日）南川家住宅他
春の町家の雛めぐり
 - 3月7日（土）～8日（日）南川家住宅他
登録文化財の町家見学会
 - 3月14日（土）～15日（日）南川家住宅他
春の町家の雛茶会（2日間）

（連絡先）

山田家住宅（泉南市）	0724-83-2107
畑田家住宅（羽曳野市）	072-762-7495
寺田家住宅（柏原市）	072-971-3909
寺西家住宅（阿倍野区）	06-6624-7618
兒山家住宅（堺市）	072-237-0203
南川家住宅（貝塚市）	0724-32-9823



平成19年度決算(H19.4.1～H20.3.31)

<収入>

単位:円

項目	内容	H19年度予算	H19年度決算	増減(決算-予算)	備考
前期繰越金	前期繰越金	247,875	247,875	0	
会費	会費	220,000	265,260	45,260	
懇親会費	懇親会費	100,000	135,000	35,000	
視察会		40,000	0	-40,000	
講演会		40,000	0	-40,000	
雑収入	地域貢献補助金	250,000	250,000	0	
	預金利子	0	607	607	
	寄付金	0	40,000	40,000	
収入合計		897,875	938,742	40,867	

<支出>

項目	内容	H19年度予算	H19年度決算	増減(予算-決算)	備考
総会開催費用	会議室借上げ料	50,000	47,756	2,244	
懇親会	懇親会費	100,000	110,300	-10,300	
視察会		40,000	0	40,000	
講演会		40,000	0	40,000	
事業費	地域貢献事業費	250,000	220,000	30,000	
関係団体経費	全国近代化遺産活用協議会 会費	30,000	3,525	26,475	含:手数料
ホームページ関係費	HPサーバー使用料	30,000	13,330	16,670	含:手数料
印刷通信費		100,000	87,935	12,065	
事務費		120,000	400	119,600	
予備費		50,000	0	50,000	
支出合計		810,000	483,246	326,754	
収支差額		87,875	455,496	367,621	

議案 3号 平成19年度決算監査報告(H20.9.1)

平成19年度の大阪府登録文化財所有者の会の収支決算について、関係書類を審査した結果、収入支出とも正確であったことを認めましたことを報告します。 会計監事 兒山 万珠代 ㊞ 林 義久 ㊞

議案 5号 大阪府登録文化財所有者の会 平成20年度予算(20.4.1～H21.3.31)

<収入>

単位:円

項目	内容	H20年度予算	H19年度予算	増減	備考
前期繰越金		455,496	247,875	207,621	
会費	2000円*120口	240,000	220,000	20,000	
懇親会	7000円*20人	140,000	100,000	40,000	
視察会	1000円*20人2回、資料代	40,000	40,000	0	
講演会	資料代	20,000	40,000	-20,000	
雑収入	建築士会地域貢献補助金25万円 案内冊子頒布回収費30万円	550,000	250,000	300,000	
収入合計		1,445,496	897,875	547,621	

<支出>

単位:円

項目	内容	H20年度予算	H19年度予算	増減	備考
総会等開催費用	貸室料, お茶代等	50,000	50,000	0	
懇親会	7000円*20人	140,000	100,000	40,000	
視察会	1000円*20人*2回	40,000	40,000	0	
講演会	会場費、講師謝礼等	80,000	40,000	40,000	
事業費	案内冊子制作費、印刷費	880,000	250,000	630,000	
関係団体経費	全国近代化遺産活用連絡協議会 H18年度協力会員費等	30,000	30,000	0	
ホームページ関係費	インターネットサーバー使用料等	30,000	30,000	0	
印刷通信費	会報、事務局ニュース等	100,000	100,000	0	
事務費	アルバイト料等	80,000	120,000	-40,000	
予備費		10,000	50,000	-40,000	
支出合計		1,440,000	810,000	630,000	
次期繰越金		5,496	87,875	-82,379	

「大阪府登録文化財所有者の会」NPO法人化について

1、はじめに

大阪府登録文化財所有者の会は、平成17年9月に任意団体として設立し、活動を行ってまいりました。そうした中で、任意団体でなく法人格をもった団体の方が、行政や大学等の研究機関との連携もしやすく、活動の幅も広がるのではないかという意見があり、認可団体である大阪府の担当課のご意見も聞き、NPO法人化について検討を進めております。

2、アンケート調査について

NPO法人化することについて、会員の皆様のご意見を聞きたいと思い、NPO法人化についてのメリット、デメリットについての考え方を示したうえで、アンケート調査を行いました。

NPO法人化のメリットとしては、「社会的な信頼性が、得られやすい」、「行政や大学等との協力関係が築きやすい」等が考えられます。

一方、NPO法人になった場合、法律の趣旨から、これまでのように正会員を、登録文化財の所有者に限ることができなくなり、NPO法人の目的に賛同される方であれば、誰でも正会員になることができるようになります。このことは、同好会的な性格の団体から、飛躍しなければならないことを示しているともいえます。また、事務的な業務量が増えることも考えられます。

3、アンケート調査結果について

NPO法人化についてのアンケート結果を総会前（H20.8.31）に集計した結果は、次のとおりでした。

	(正会員)	(特別会員)	(合計)	
(1) 賛成である	34人	6人	40人	58%
(2) 反対である	2人	0人	2人	3%
(3) どちらともいえない	25人	2人	27人	39%
合計	61人	8人	69人	100%

以上のように、「賛成である」という会員が6割

おられますが、「どちらともいえない」という方も4割近くおられ、また、「反対である」という方が2人おられました。このことは、会員の中でのNPO法人化についての認識が十分でないことを示していると思われますので、総会の場で、疑問などを出し合っていただくことにしました。

4、総会での意見について

(1) 会員について

Q 現在、任意団体として、会員は登録文化財の所有者である正会員と特別会員とに分かれているが、NPO法人になった場合、その会の趣旨に賛同する者であれば、誰でも会員になれる。会員の資格に条件をつけて限定することができないということになれば、現在の区別は、意味のないものになるのではないかと

A 他のNPO団体で会員を区別しているところもある。検討してみたいと思う。

(2) 行政との協力関係について

Q NPO法人のメリットとして、「大学や行政の協力が、得られやすくなる」といわれているが、果たして本当にそうなのか？NPO法人を立ち上げられている方などのご意見を伺いたい。

A1 NPO法人を立ち上げたが、休眠状態になっているので、詳しくは、お答えできないが、大事なことは、

どれだけ活動しているかということではないか。活動しておれば、大差ないのであるかと考える。

A2 私も任意団体で、行政と協同でい



ろんな取り組みをしているが、NPO法人でなければダメだと言われたことはない。その団体が、信頼される団体かどうかということではなからうか。

A 3 行政から資金的援助をしてもらおうとすれば、会員個人に対する支援は、難しい。会に対する支援を会員の活動に還元することはできると思う。その場合、行政からすれば、行政が認めたNPO法人の方が望ましいといえる。

(3) 会員相互の公平性について

Q 登録文化財の所有者は、その建物を子供に引き継いでいかなければならない。賛同する者ならば、誰でも会員ということになれば、その間の公平性が問題になるのではないか。



A 確かにそういう問題も考えられるので十分検討しなければならないことである。

(4) 不動産の所有権と借入について

Q NPO法人になれば、建物等の所有権を持つことができるのか？また、そのための借入れを起こすことができるようになるのか？

A 現在の任意法人であれば、会が建物等の所有権を持つことができないが、NPO法人になればNPO法人の名前で建物等の所有権を持つことができ登記もできることになるし、また、そのための借入もできるようになる。しかし、そのようなことは、考えていないし、そのようなことをしようとすれば、総会での議決が、必要となる。

(5) 文化財保存の資金の確保について

Q 国民一人100円の資金（目的税）で、現在の

全国の登録文化財の改修費が、まかなえる金額になる。フィンランドでは、不況時に、宝くじの発行で教育・文化予算の減額を防いだということである。日本では、文化財が選挙の時、票にならない国民性が問題である。これを変えていかなくてはならない。

A 1 国民にカンパを求めるのであれば、その文化財が国民のものとして認識され、活用される必要がある。私の財産を守るためにカンパして下さいということは難しいと思う。

A 2 NPO法人になった方が、カンパ等には応じてくれるのではないか。

A 3 ふるさと納税で、その内の10%が文化財に使えるということがいわれている。そのような動きも、見守っていく必要がある。

(6) NPO法人の事務作業について

Q NPO法人になると事務的に煩わしいことがでてくるのではないか。そのための労力に対し、それ以上のメリットがあるのかという面も考慮する必要があるのでは？

A 確かに、総会の開催にしても定足数の問題とか、税務処理の問題も生ずるが、そのことは、NPOでなくても団体として当然しなければならないことと考えられる。



大阪府登録文化財所有者の会 新規会員名簿（平成19年3月以降）
（会員名／登録文化財所在地／登録文化財名称の順に記す）

豊中市/豊中市中桜塚/旧羽室家住宅
佐々木延康/大阪市此花区/鴉宮本殿、拝殿等
児玉竹之助/大阪市西区/江戸堀児玉ビル
奥野久栄/豊中市中桜塚/奥野家住宅
（特別会員）伊藤伸史、小長谷一之

寺田利治/貝塚市新町/寺田家住宅
高田吉治/八尾市久宝寺/高田家住宅
山野久幸/交野市私部/山野家住宅
吉田 薺/大阪市北区/吉田家住宅

登録文化財建造物に対する近年の思い

大阪府文化財保護課建造物担当 林 義久

平成8年10月から国の登録文化財建造物の登録制度が発足し、今年10月で12年が経過しました。登録制度開始前年の平成7年1月17日は、阪神・淡路大震災が起こり、多くの人命が失われたのと同時に、地域の人々の記憶の糧となっていた指定文化財以外の歴史的建造物も破損し解体撤去された事実があり、それらの経験も踏まえて、国は指定文化財以外の多くの歴史遺産（建造物）の把握を目的として、登録文化財建造物登録制度を創設したように聞いています。

阪神・淡路大震災を肌で感じ、大阪府で文化財建造物の保護行政を担当していた私も、これまで国の登録担当調査官と気持を一つにして、関係者の協力を得て登録の増加促進に努めてきました。今年10月時点の全国の登録文化財は、全国で7289件、大阪府で506件に達し、指定文化財以外で、地域に密着した身近で興味をそそられる様々な歴史的建造物の存在に、私自身目を見張る思いとともに、府民に、国宝・重要文化財を含む全ての歴史的建造物に対する関心が芽生えたと考えています。

ところが国は、登録件数の増加と平行して生じた事務量増加の解決と、登録を指定のような優品と解釈するためか、平成20年10月に登録文化財事務担当者連絡会を初めて開催し、地方公共団体に対して詳細・確実な資料を作成することを要請しました。

登録件数の増加に伴う事務の増加は、確かに少数の国調査官による事務処理能力を超えるものがあるでしょうが、大半が文化財建造物を専

門としない、地方公共団体職員（教員、考古学技師）に対しての詳細・確実な資料の要請は、一定の成果はあるにしても、同時に今後の登録件数の増加促進に大きくブレーキをかけるのではないかと懸念をしています。

国に対しては、国登録調査官の増員とともに、今後発生する地震対策を含めて地方公共団体における建造物専門技術職員の配置充実が、行なわれることを願わずにおれません（平成20年11月）。

<編集後記>

○ 本号は、第4回総会の特集です。初めて大阪市を離れ、泉南の貝塚市・寺内町の中心にある願泉寺（重要文化財）で総会を開催しました。総会に先立ち、今も式台が残っている並河家住宅をはじめ13か所ある登録文化財を南川氏の軽快な口調の案内で、楽しく視察させていただきました。コース最後の寺田家住宅、昭和11年建築の主屋などは大丸百貨店の設計、また昭和28年建築の鉄筋コンクリート造の新宅は、高島屋百貨店の設計によるものです。広大な庭は、よく手入れされており、主屋は、これから改修工事がなされるとのことでした。

願泉寺住職の記念講演では、町が焼き打ちされても、住民がおれば再興できるという考えで漁船に乗り避難された話が、印象に残りました。

総会でのNPO法人化についての話し合いでは、自由に意見をだしてもらえたので、これらをもとに、方針を決めていきたいと考えています。

総会後の懇親会は、泉南地域で最高の料亭深川で交流を深めました（寺西記）。

☆お気軽にご連絡下さい☆

大阪府登録文化財所有者の会 事務局
大阪市阿倍野区阪南町1-50-25 寺西興一方
Tel & Fax (06) 6624-7618